

八王子市学校給食物資委員会要綱

(名称)

第1条 この会は、「八王子市学校給食物資委員会」(以下「給食物資委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 市立小中学校に対し、安全・良質で廉価な給食用物資を適正かつ円滑に供給し併せて、学校給食の充実と向上を図ることを目的として次の事務を行う。

- (1) 学校給食物資納入業者の登録に関する事務
- (2) 小学校給食物資納入規格及び中学校給食物資購入基準の審議に関する事務
- (3) 各学校長の委任により、一括購入物資の購入及び契約に関する事務
- (4) その他、目的を達成するため必要な事務

(委員)

第3条 給食物資委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 小学校長 1名
- (2) 中学校長 1名
- (3) 小学校給食主任 1名
- (4) 中学校給食担当 1名
- (5) 栄養士 2名
- (6) 調理員 2名
- (7) 小学校保護者 1名
- (8) 中学校保護者 1名
- (9) 学校給食課長 1名

2 前項第1号、第3号、第5号、及び第6号の委員は、「八王子市学校給食会」の役員から選出する。

(役員)

第4条 給食物資委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(会長の職務等)

第5条 会長は、学校給食課長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、給食物資委員会の業務を総括し、給食物資委員会を代表する。
- 3 会長は、物資選定に係る事務についての権限を有する。

(副会長の職務等)

第6条 副会長は、学校給食を効率的且つ効果的に運営するため、調査・研究することを目的とし組織する「八王子市学校給食会」の会長職である小学校長と中学校長代表をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。

(会議)

第7条 給食物資委員会は、会長が必要に応じて召集する。

- 2 給食物資委員会は、学校給食物資納入業者登録に関する事項等、給食物資委員会に関する重要な事項を協議し決定する。
- 3 給食物資委員会は、学校給食物資納入業者登録に関して学校給食物資納入業者登録(選定)基準及び各校各施設が作成した納入業者選定基準チェックリストに基づき審査し決定する。
- 4 給食物資委員会は、必要に応じて衛生管理に関する専門家(八王子市保健所等)の助言、協力を受ける。

(学校給食物資納入登録業者名簿)

第8条 給食物資委員会は、前条第3項の規定に基づき決定した者を学校給食物資納入登録業者名簿（以下「登録業者名簿」という。）に登載することとする。

- 2 登録業者名簿は、3年に1度作成することとし、次回作成までの間は、その都度追加登録を行うこととする。
- 3 その他学校給食物資納入業者登録に関する事項は、別に定めることとする。

(給食物資委員会の運営)

第9条 給食物資委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 会長は、給食物資委員会の議長となる。
- 3 給食物資委員会の議事は、出席者の過半数の賛成により決定する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(物資選定幹事会)

第10条 給食物資委員会は、学校給食用物資の一括購入に係る物資の選定を行わせるため、物資選定幹事会を設置する。

- 2 物資選定幹事会は、学校栄養士代表6名をもって構成し、会長が召集する。
- 3 物資選定幹事会は、学校給食用物資の一括購入に係る物資の選定を行い、会長の承認を受け決定する。
- 4 物資選定幹事会の業務については、別に定めるとおりとする。

(庶務)

第11条 給食物資委員会の庶務は、学校教育部学校給食課において事務局を設置し、処理する。

- 2 事務局に事務局長をおき、学校給食課主査の職にある者をもって充てる。

(事業年度)

第12条 給食物資委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(要綱の改正)

第13条 給食物資委員会の要綱は、会長が給食物資委員会に諮り、給食物資委員会の議決を経て改正することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月16日から施行する。